

インフルエンサーを活用したプロモーション業務 公募型プロポーザル仕様書

1 事業概要

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会は、2023年7月～9月の3ヶ月間、「兵庫テロワール旅」(※1)をテーマにJRグループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン(以下、「兵庫DC」という。)」を展開する。それに先駆けて、2022年7月～9月には、兵庫デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン(以下、「兵庫プレDC」という。))を実施し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

兵庫観光のブランド力向上、認知拡大に資する施策展開においては、観光市場に一定の影響を持つインフルエンサーを介した地域資源の魅力訴求を、コミュニケーション戦略の1つとして位置付けている。

そこで、県内各地域の観光スポット及び体験施設へインフルエンサーを招聘し、現地で体感した魅力を発信してもらうため、「インフルエンサーを活用したプロモーション業務」(以下、「業務」という。)を展開することとし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

参考：兵庫テロワール旅WEBサイト(以下、「テロワールサイト」という。)
<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

2 業務の名称

インフルエンサーを活用したプロモーション業務(以下、「業務」という。)

3 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会(以下、「委託者」という。)

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 3,900,000円以内(消費税込)
- (2) 契約期間 契約日 ～ 2023年3月25日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
2月18日	募集開始
2月25日	参加申込締切
2月28日	質問〆切
3月4日	提案書提出締切
3月上旬	提案審査(書面審査)
3月中旬	審査結果通知
4月1日	契約締結、事業開始

4月上旬～12月下旬 (随時)	インフルエンサー選定・招聘、テロワール lab. 記事制作・納品、アンケート調査・結果納品
4月上旬～5月下旬	ワークショップ開催・記事納品
7月上旬～9月下旬	プロモーション
3月末	事業実績報告

5 業務内容

(1) インフルエンサーの招聘及び情報発信

県内地域資源の価値をより多くの人へ訴求するため、ソーシャルメディアにおいて一定の影響を持つインフルエンサーを7名以上招聘し、訪問先の魅力を被招聘者ならではの視点で以下のとおり発信を行うこと。

ア インフルエンサーの選定

被招聘者の選定においては、以下の条件を満たすこと。

- ① 首都圏又は大都市圏（名古屋、大阪、広島、福岡等）在住若しくは活動拠点とし、主に女性を中心とした若年層からの支持を得ていること
- ② Instagramでのフォロワー数が1万～5万人程度有すること。ただし、他のソーシャルメディアにおいて同等の影響を持つ情報発信が可能な者も含む
- ③ 旅（観光）分野と合わせて、趣味嗜好における特定分野で一定の支持層を持つKOL（キーオピニオンリーダー）として、ファンコミュニティを形成していること
- ④ 本業務の目的を理解し、兵庫観光のPRに協力的であること

イ 招聘先の選定及び情報発信

選定したインフルエンサーを以下のとおり兵庫県内7地域（※）へ招聘し、各地域で体感した魅力を自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

- ① 被招聘者は1地域あたり1～2名程度とし、各地域最低1名招聘すること
- ② 被招聘者が訪問する観光スポット及び体験コンテンツは、1地域当たり3～5スポット以上とすること
- ③ 訪問場所・日時については、被招聘者ごとの特性や意向及び招聘時期を踏まえ、委託者と協議の上、決定すること
- ④ 被招聘者の本業務に係る全ての活動費用（交通費、謝礼金など）は受託者が負担すること
- ⑤ 訪問先での行程が円滑に行われるように、受託者は行程管理や現地との調整を担う担当者を配置するなど、適切な組織体制を構築すること
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の状況や、訪問先の都合によってスケジュール等を再調整する必要があるため、臨機応変に対応すること
- ⑦ 被招聘者は招聘先訪問後、体感した地域の魅力を自身が有するソーシャルメディアにて原則1スポット訪問につき、1回以上投稿すること。なお、訪問先等への投稿許諾関係は受託者又は被招聘者が行うこと。

- (※) 兵庫県内7地域は、①神戸地域、②阪神（阪神南、阪神北）地域、③播磨（東、北）地域、④播磨（中、西）地域、⑤但馬地域、⑥丹波地域、⑦淡路地域を指す。

参考 URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/index.html>

ウ アンケート調査の実施

以下の内容を含む調査項目を提案し、被招聘者に対してアンケート調査を実施すること。

- ① 旅行に関する意識及びライフスタイル調査
 - ・旅マエ旅ナカにおける情報収集源（記述式）
 - ・日常生活で影響を受けているメディア（記述式）
 - ・旅行先としての兵庫県のイメージ（記述式）
- ② 招聘訪問先についての調査
 - ・満足度、再訪意向、推奨度など（5段階評価）
 - ・良かった点、悪かった点、改善案など（記述式）

(2) ワークショップの開催及び記事制作・発信

被招聘者が訪問先で体感した魅力を、それぞれの視点で語り合うワークショップを以下のとおり開催すること。また、ワークショップの内容をWEBや雑誌等メディア媒体を活用し、プロモーションを実施すること。

ア ワークショップ参加者の選定

被招聘者（招聘先地域への訪問を既に終えている者）のうち、ワークショップの主旨を理解し記事掲載に同意できる者を、2～4名程度選定すること

イ ワークショップの開催

- ① ワークショップに係る運営（参加者との調整や場所の手配、全体のディレクション等）を行うこと
- ② メディア媒体へ掲載する記事原稿を制作するため、専門のライター及びフォトグラファーを準備すること。なお、ファシリテーターは委託者にて準備する。

ウ WEB及び雑誌等メディアへの掲出

- ① ワークショップの状況を記事化し、データにて納品すること。記事は、写真やイラスト等を織り交ぜ、読みごたえのある内容とすること。
- ② 活用メディアは、兵庫プレDC期に最も露出が多く記事内容と親和性のある媒体を選定すること
- ③ より多くの人に読まれるよう、広告等によるプロモーションを実施すること

(3) WEB掲載記事の制作・納品

兵庫テロワール旅サイト内のテロワール lab. ページ「研究員レポート」に掲載する記事原稿を以下のとおり制作・納品すること。

ア 投稿者（テロワール lab. 特別研究員）は被招聘者とし、現地で体感した内容に基づいて記事を作成すること

イ 記事構成はテロワール lab. のコンセプトを遵守し、閲覧者の来訪意欲向上につながる内容とすること

- ウ 記事本数は7本以上制作・納品すること
- エ 記事ボリュームや写真数は、県公式観光サイト（HYOGOナビ）口コミ情報掲載されている記事と同等以上とすること
- オ 具体的なスポットやコンテンツの情報を盛り込むこと
- カ 被招聘者によるライティングが難しい場合、記事原稿ライターを準備し、質の高い原稿を制作すること

6 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

① 作成にあたっての留意事項

- ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- イ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ウ 業務担当者は、兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- エ 記事制作のライターは、上記ウの知見を有することに加え、文章表現力において巧みな者を起用すること。
- カ 業務担当者を交えた会議を原則月2回以上行うこと。
- キ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ク 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ケ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像

① 画像の撮影

画像は季節や天候、制作スケジュール等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。ただし、適当な画像が撮影できなかった場合等には、委託者と協議の上、委託者及び受託者が所有している画像や借用画像を使用することも可とする。その際に生じる手続き等は、委託者が提供する画像を除き、受託者にて行うこと。

② 収集画像及び撮影画像に係る関係団体への使用許諾の確認

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所（WEB連動掲載ページも含む）などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

7 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

- ア 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ ひょうご観光本部の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、ひょうご観光本部は責任を負わないものとする。

9 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

11 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 契約条項は、委託者において示す。
- (3) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

12 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

13 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

14 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、

適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

15 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。